

静岡県立大学短期大学部
特別研究報告書（平成 17 年度）

フランス労働組合の社会保障運動

——労働価値説の視点から——

宮本 悟

Evolution des allocations familiales et mouvement ouvrier
en France ——à la veille de la loi 1932——

MIYAMOTO, Satoru

I. 研究の趣旨

理論的視点からすれば、資本制社会における社会保障は労働力の価値に相当する賃金を労働者に確保させる社会的意義を有しており、そのため受給可能性のない雇主側も労働者のために拠出金を負担している（社会的扶養の原則）。現実には、労務コスト削減を模索する雇主側と不払い賃金の獲得をめざす労働者との社会的対抗関係を前提に、その力関係によって社会保障の水準が規定されるという側面がある。本研究では社会運動・労働運動の面で豊富な経験を誇るフランスを取り上げ、その主要な労働組合がいかなる社会保障運動を展開したそれを国家政策に結び付けているのか、労働価値説の視点から考察することを目的としている。

本年度は、フランス 5 大労組（CGT, CFDT, CGC, CGT-FO, CFTC）のなかで最も長い歴史を誇る CGT（Confédération Générale du Travail；労働総同盟）を取り上げ、その社会保障運動を労働価値説の視点から考察した。フランスの法制度における社会保障は①社会保険（年金保険・医療保険）、②労働者災害補償保険、③家族給付の 3 部門で構成されているが、そのうち特に社会的注目を集めている家族手当（児童手当）に関する労働組合側の要求・運動を検討した。具体的には、①フランス家族手当制度の生成過程に着目した上で CGT を中心とする労働組合の要求・運動を考察し、②その家族手当運動の妥当性を労働価値説の視点から検討した。以下、概要を述べる。

II. 研究の概要

1. フランス家族手当制度の歴史的時期区分

フランス家族手当制度の生成と展開について政策レベルの分析から判断すると、その歴史はつ

ぎの4つの時期に区分することができる¹。

すなわち第1期（1860－1932年）は、雇主が政策主体となって、自ら雇用する労働者を対象に、労働者の賃金引上げ要求運動に対する譲歩策の一環として家族手当を支給していた時期である。それはもっぱら、労務管理政策＝企業内福利厚生施策の一環として、雇主の「施し物」という名目で支給されていた。

第2期（1932－1938年）は、国家が人口政策＝出生奨励策的見地から、賃金労働者への家族手当支給を雇主にたいして強制化した時期である。1932法に始まる国家政策としての家族手当は、社会保障のいわば前史的段階に位置するという意味で、社会保険における労働者保険に相当するものといえよう。ここで重要なのは、この段階の家族手当には社会保障がもつ生存権保障という政策目的は掲げられていなかった、ということである。

第3期（1938－1945年）は、1932年「家族手当制度」が一部修正され、その適用対象が賃金労働者の枠を越えてその他の活動人口にまで拡張された時期である。

第4期（1945年以降）は、家族手当が、生存権保障を政策目的とする社会保障の一構成制度として再編される時期である。第二次世界大戦後の1945年10月4日オールドナンスに基づいて、家族手当は社会保険部門（疾病保険および老齢保険）・労災保険部門とともに社会保障制度の枠組みの中に取り込まれ、今日に至っている。

フランス家族手当の歴史的展開はこれら4つの時期に区分されるが、とりわけその「入り口」部分にあたる第1期を考察することで、そもそも家族手当はいかなる経緯で創設されるに至ったのか、を検討していきたい。

2. フランス家族手当の起源

フランスの家族手当の萌芽は、ナポレオン3世の自由帝政下にみられる²。すなわち、1860年12月26日付の皇帝通達（circulaire impériale）によって初めて国家は公共部門へ家族手当を導入したのである。その内容は、現役海兵隊員および5年以上の海軍軍籍登録者を対象として、彼らが扶養する10歳未満の子供1人につき1日10サンチームの補償手当金を支給する、というものであった。

その後、このような付加賃金（suppléments）を支給する慣行は次第に他の公共部門および準公共部門にも広まっていった³。

¹ フランス家族手当制度展開の時期区分については、いくつかの見解がある。例えば、アンドレ・ルアストとポール・デュランは1932年の前後の2つの時期に区分しており（André Rouast et Paul Durand, *Précis de Législation Industrielle*, Dalloz, 1953, pp.488－490.）、また上村氏を始めとするわが国の多くの研究者は後述のように1932年・1939年・1945年をそれぞれを境に4分割している。これらに対してドミニク・セカルディは1932年・1938年・1945年のそれぞれを画期とみなしており（Dominique Ceccaldi, *Histoire des prestations familiales en France*, Edition de l'Union Nationale des Caisses d'Allocations Familiales, Paris, 1957, p.8.）、私はこの見解を支持している。

² ナポレオン3世による労働者政策については、次の文献を参照。

－平實『フランス労働者政策史』晃洋書房、1976年、260-286ページ。
 －西海太郎『現代フランス政治史』學藝書房、1960年、185-209ページ。
 －中木康夫『フランス政治史（上）』未来社、1975年、164-198ページ。

³ 例えば1897年から1913年までの間に、間接税務署及び税関の係官（agents des Contributions Indirectes et des Douanes）、郵政省職員、財政・植民地中央省（Administrations Centrales des Finances et des

一方、民間部門における家族手当は19世紀末葉から、レオン・アルメル（Léon Harmel）が経営していたヴァル・デ・ボア工場（Filature du Val des Bois）で支給されたものが最初である、とされる⁴。これは家族の構成人数の多寡によってその必要（besoins）が異なること、すなわち家族の扶養負担（charges de famille）を考慮してその負担に応じた手当を労働者に支給するというものであって、給付額の平均は子供1人につき1日60サンチームであった⁵。

このように、フランスでは家族手当の支給は民間部門よりも先に公共部門において実現した。このことはつまり、フランスの家族手当の起源が公共部門にあるということであり、その意味からすればわが国における官業共済と同様であるといえよう。

3. 組織化された家族手当制度の起源

家族手当支給の慣行は、19世紀末から20世紀初頭にかけて、官民両部門で次第に広まっていった。そして1910年代後半には、ロリアン(Lorient)、グルノーブル(Grenoble)、ルーベ＝トゥルコワン(Roubaix-Tourcoing)のそれぞれにおいて、補償金庫(Caisse de compensation)が創設され家族手当制度の組織化が行なわれた⁶。そのうち以下では、グルノーブルの事例を取り上げ補償金庫創設に至る過程を検討していく。

第一次世界大戦中の1916年10月4日、サン・ブリュノ地区（quartier Saint-Bruno）の共済組合《ラ・リュージュ・ポピュレール（la Ruche populaire）》を主宰するエミール・ロマネ（Emile Romanet）は、その組合に関係する労働者にたいして、第2次戦時公債の宣伝をするよう要請した。しかしながら、そこに居合わせた労働者のうち特に現業労働者が、自分たちの窮乏した生活状態を訴え、公債どころではないことを説明した。戦争による物価高騰⁷の影響を受け、現業労働者は生活が苦しく物質的制限を蒙っていて、とりわけ、幼い子供がいる家庭では悲惨な生活状態にある、と訴えたのである。そして彼らはE.ロマネにたいし、自分たちの貧しい生活の実態を調査するよう要求した。

E.ロマネがこの要求に応じて、自ら経営を任されていたレジ・ジョワイア冶金工場において現業労働者の生活状態を調べた結果、扶養する子供が多い家庭ほど苦しい生活を強いられている、

Colonies) 職員、佐官階級までの職業軍人(militaires de carrière jusqu'au grade de commandant) 等にも支給が認められることとなった。さらにその慣行は、幹線鉄道網、鉱山局、大銀行などにも広がりを見せるに至った。(D.Ceccaldi, *op.cit.*, p.14.)

⁴ L.アルメルが家族手当の支給を始めたとされる年には、3つの説がある。1つは1854年とする説であり、これを支持する論者としては長沼弘毅氏（『各国家族手当制度論』ダイヤモンド社、1948年、4-6ページ）があげられる。もう1つは1884年とする説で、こちらは上村氏（「フランス家族手当法の生成と発展」『国際社会保障研究』健康保険組合連合会、No.10、1973年3月号）4ページ）が支持している。さらにもう1つ、1891年とする説があり、これは例えばジャック・ビショ（Jacques Bichot, *Politique familiale — Jeunesse, investissement et avenir*, Edition CUIJAS, Paris, 1992, p.69.）によって主張されている。

⁵ D.Ceccaldi, *op.cit.*, p.13.

⁶ ロリアンでは、港湾労働者の賃上げ要求をきっかけに、エミール・マルセッシュ（Emile Marcesche）の提唱にもとづき1918年1月29日に家族手当補償金庫が創設された。またルーベ・トゥルコワンの補償金庫については、ウゼ（Houzet）が中心となって、早くも1917年にはその設立計画が明らかにされていたのであるが、実際に創設されたのは1919年になってからであった。（*Ibid.*, p.20.）

⁷ 例えば、1914年から1918年のわずか4年の間に、生活費が2倍になった（*Ibid.*, p.15.）とも3倍になった（Jean Bruhat et Marc Piolo, *Esquisse d'une histoire de la C.G.T.*, Confédération Générale du Travail, 1966, p.85.）ともいわれている。

ということが浮き彫りにされた⁸。

このような調査結果を深刻にとらえたE. ロマネは、早速、雇主にそれを報告し、子供をもつ労働者に手当を支給するよう要請した。これを受けて雇主は、13歳未満の子供1人につき1日20サンチームの手当を支給することを約束し、1916年10月26日付の回状 (lettre-circulaire) によってその取り決めを確認したのであった。

その後E. ロマネは、自ら所属する金属工業雇主組合において、他の企業でも家族手当を支給するよう主張した。経営者という立場にある彼は、家族手当によって労務費負担が増加し同業他社に比べて競争条件が不利になることを懸念したのである。その雇主組合には彼に同調するものが多かったため、グルノーブルの金属工業では家族手当支給の慣行が急速に広まった。さらに、1918年春に起きた賃金争議の結果、金属工業の雇主側は家族手当支給を義務化することを取り決めた。同時に、E. ロマネの提唱に基き、企業負担の均衡化を図るべく家族手当補償金庫が創設されることとなり、1918年4月29日に実現した⁹。

このようにして、グルノーブルのレジ・ジョワイア冶金工場では家族手当が支給されるようになり、その影響を受けて補償金庫が創設されるに至ったのであるが、果たしてそれが雇主のイニシアティブのみによって実現したと断言できるのであろうか¹⁰。

勿論、すでに多くの内外の研究者によって紹介されているように、E. ロマネの功績を強調することは必要であろう。しかしながらわれわれにとって重要なのは、E. ロマネの一連の行動を引き起こしたものは何か、ということである。ここで注意しなければならないのは、労働側の要求(労働者による直接の要求のみならず、当時の金属労連がプロレタリア革命を標榜する反体制的運動を展開していた¹¹こともその背景として含めるべきであろう)があつてはじめてE. ロマネの行動や雇主側の決断(というよりは、むしろ「譲歩」というべきであろう)を引き出すことができた、ということである。労働側の要求があつてこそ、雇主側の譲歩を引き出せるのである。

4. 家族手当に関する労資の態度 — 「絶対的家族賃金」をめぐる一

家族手当支給の慣行が広まっていく中で、それにたいする労働組合の態度は相反する2つの傾向に分かれていた。

そのうちの一方は、CFTC(Confédération Française des Travailleurs Chrétiens ; フランスキリスト教労働者同盟)に代表されるキリスト教系労働組合の態度である。彼らは最初から家

⁸ レジ・ジョワイア冶金工場の生活実態調査の結果については、拙稿「フランス家族手当制度の歴史的生成過程」(社会政策学会編『社会政策における国家と地域 [社会政策学会誌第3号]』御茶の水書房、2000年)180-181ページ参照。

⁹ D.Ceccaldi, *op.cit.*, pp.16-20.

¹⁰ わが国のこれまでの研究では、フランスの家族手当はもっぱら雇主のイニシアティブ(または、「自発的な努力」、「道義的な発意」など)によって始められたものとされてきた。そのような見解の具体例としては、つぎのようなものがある。

— 上村政彦「フランスにおける家族手当立法」(『九大法学』第6号、1959年下)84-85ページ。

— 松村祥子「児童手当の出現とその展開」(『児童手当問題講座I』ミネルヴァ書房、1976年)77ページ。

— 都村敦子「家族給付」(社会保障研究所編『フランスの社会保障』東京大学出版会、1989年)178ページ。

— 大塩まゆみ『家族手当の研究』法律文化社、1996年、180-182ページ。

¹¹ 拙稿、180ページ。

族手当の支給にとっても好意的であった。家族手当を肯定し支持していた彼らは、さらにその拡大とその給付改善を要求し続けていった¹²。

もう一方は、マルクス主義系労働組合の態度である。この中には、フランス労働組合運動の中心的存在であるCGT(Confédération Générale du Travail；労働総同盟)が含まれるので、その規模を考慮するとこちらの態度の方が主流をなしていたといえよう。そこでこれから、家族手当に関するCGTの態度とそれに対する雇主側の対応を検討していくことにする。

当時の家族手当は、労働運動の緩和、労働力確保、労働意欲向上、という3つの意図¹³から雇主がその企業内で支給していたものなので、この慣行は企業内福利厚生施策＝労務管理施策の枠を少しも出ていなかったといえよう。

このように雇主的色彩の強い家族手当に、CGTは当初、真っ向から反対していた。当時彼らは、同一労働・同一賃金の原則に立脚しつつ4人家族が生活していくのに十分な賃金を、いわゆる「絶対的家族賃金(salaire familial absolu)」を要求していた。それは子供の数によって給付額が異なる家族手当とは相入れないものであるので、彼らは家族手当を否定していたのである¹⁴。

労働側の「絶対的家族賃金」要求に対し、雇主側は次のような反論を展開した。すなわち、第1に、男女を問わず全労働者にたいして、4人家族が生活していくのに十分な「絶対的家族賃金」を支給することは、2倍の賃金を支給するのに相当するので経済的に不可能である。第2に、雇主がそのような「絶対的家族賃金」を受け入れて支払うようになったとしても、結局は物価上昇によって賃金の引上げは相殺されてしまう。第3に、独身者や子供がいない家族にたいしても4人家族が生活していけるだけの賃金を支払うことには、社会的観点から見て異議がある、との主張であった。

「絶対的家族賃金」に対する雇主側からのこのような反論を受けたCGTは、さらに家族手当に抵抗する理由として4つの弊害を指摘した。すなわち第1に、家族手当は賃金上昇を妨げるばかりでなくさらに賃金引き下げにつながる恐れもある。第2に、雇主の「施し物(libéralité)」という名目で支給される家族手当は、労資間の支配＝従属関係を強化する。第3に、家族手当は労働者階級を、手当受給者と非受給者という2つのカテゴリーに分断させる。第4に、家族手当は、雇主が労働者の私生活に立ち入ることを可能にする、との懸念を呈したのであった¹⁵。

この指摘に対して雇主側は、補償金庫制度がそのような弊害を取り除いたと抗弁した。さらに加えて、「(労働組合員たちは)革命には賛成しているが、それ故、付加賃金(ここでは主として家族手当を指していると思われる)のように労働者の境遇を和らげたり労働者の怒りを緩和したりする改革にはすべて反対なのである」¹⁶と家族手当に反対している労働組合側を非難した。このように彼らは、表向きは、補償金庫制度によって家族手当が中立的性格をもつようになったと主張していたものの、実際には、労働者懐柔策の一環として、すなわち企業内福利厚生施策＝労務管理施策の一環として家族手当を支給していたのである。

その後家族手当受給者が徐々に拡大するにつれて、多子家族にたいする家族手当の有効性を考

¹² D.Ceccaldi, *op.cit.*, p.28.

¹³ 拙稿, 184-185 ページ.

¹⁴ D.Ceccaldi, *op.cit.*, p.28.

¹⁵ *Ibid.*, p.29.

¹⁶ *Ibid.*, p.30.

慮したCGTは、その反対姿勢を崩していった。そればかりか彼らは運動方針を大幅に変更し、家族手当の給付改善や管理運営への労働者参加を積極的に要求するようになった¹⁷。

ところで、家族手当にたいする労働側の批判をかわす隠蓑として雇主側によってしきりに言及された補償金庫は、表1に示されているように1920年から1930年にかけて急速に拡大した。それでもなお中小零細企業の多くは、補償金庫への加入を執拗に拒否していた。しかしながら、つぎのような問題点が明らかにされたことによって、家族手当補償金庫への加入が強制化される方向に向かったのである。

表1 家族手当補償金庫の推移（1920年—1930年）

年次	金庫数	加入企業数	労働者数	受給家族数
1920	6	230	50,000	11,500
1922	75	5,200	665,000	153,000
1925	160	10,000	1,150,000	266,000
1928	218	20,000	1,500,000	300,000
1930	230	32,000	1,880,000	480,000

出所) Dominique Ceccaldi, *Histoire des prestations familiales en France*, Edition de l'Union Nationale des Caisses d'Allocations Familiales, Paris, 1957, p.21.

その問題点とは第1に、労働者に関するものである。補償金庫に加入している企業の労働者は、未加入企業の労働者よりも、家族手当が支給されるだけ多くの収入を得る。そこで、未加入企業の労働者も家族手当を求める運動を展開するようになったのである。

第2に、雇主にに関するものである。補償金庫に加入している企業は拠出金を負担しなければならないため、未加入の企業に比べて、その労務費が高くならざるを得ない。そこで前者の雇主は、競争関係にある企業が補償金庫に加入しないことによって、自らが決定的に不利な状況に置かれたままになることを看過できなくなったのである。

第3に、補償金庫制度そのものに関するものである。補償金庫に加入するか否かは、雇主の判断に任されていた。そこで景気が後退し不況期に突入した場合、加入企業数が落ち込んでしまい、その影響により補償金庫制度そのものの存続まで危ぶまれるのではないかと危惧されるようになったのである¹⁸。

第4に、人口問題に関するものである。19世紀末以降、フランスの出生率は低下傾向を強めていたが、表2にみられるように、1929年にはついに出生率が死亡率を下回るまでに至った。これ程までの危機的状態に陥る以前から、出生率の低下・人口構成の高齢化現象・労働力の不足という一連の人口問題は指摘されていた¹⁹。しかしそのような危機的状態に直面した国家は、出

¹⁷ Roger Picard, "Les allocations familiales dans l'industrie privée en France," *Revue Internationale du Travail*, vol.9.No.2, février 1924, p.180.

¹⁸ D.Ceccaldi, *op.cit.*, p.35.

¹⁹ 上村政彦, 前掲「フランスにおける家族手当立法」, 85ページ。

生率を引き上げるためにより積極的な人口政策を展開せざるを得なくなったのである。

以上のような問題点が明らかにされるにしたがって、雇主による任意的な制度であった家族手当の分野に国家が足を踏み入れることとなっていった。

表2 フランスの人口指標（1921年－1940年）

(1000人あたり)

年次	出生率	死亡率	自然増加	年次	出生率	死亡率	自然増加
1921	20.7	17.7	+3.0	1931	17.5	16.2	+1.3
1922	19.3	17.5	+1.8	1932	17.3	15.8	+1.5
1923	19.1	16.7	+2.4	1933	16.2	15.8	+0.4
1924	18.7	16.9	+1.8	1934	16.2	15.1	+1.1
1925	19.0	17.4	+1.6	1935	15.3	15.7	-0.4
1926	18.8	17.4	+1.4	1936	15.0	15.3	-0.3
1927	18.2	16.5	+1.7	1937	14.7	15.0	-0.3
1928	18.3	16.4	+1.9	1938	14.6	15.4	-0.8
1929	17.7	17.9	-0.2	1939	14.6	15.3	-0.7
1930	18.0	15.6	+2.4	1940	13.6	18.0	-4.4

資料) INSEE, *Annuaire statistique de la France*, Résumé Rétrospectif, 1966, pp.72-73.より作成.

Ⅲ. 今後の研究課題

これまで検討してきたように、フランス家族手当制度は賃金問題との関わりのなかで生成してきた。家族手当と賃金との関係については、当初から問題にされてきたわけである。最後に、家族手当と賃金との関係を経済学の立場からはどのように捉えるべきなのか、について労働価値説の視点から言及しておきたい。

1. 労働力の再生産費としての賃金

家族手当と賃金との関係を解明するためには、まず、賃金とは何か、について論じる必要がある。

資本主義の下では、労働力も1つの商品として売買される。この労働力の価格が賃金なのである。ところで、労働力の価格は「労働力の価値を貨幣の一定量によって相対的にいいあらわしたものの²⁰⁾とされるが、その「労働力の価値」とはいったい何を意味するのであろうか。

ある経済学者によれば、「労働力の価値は、他のどの商品の価値とも同じに、この独自の商品の生産に、したがってまた再生産に必要な労働時間によって規定されている。……労働力の価値は、労働力の所有者の維持のために必要な生活手段の価値である²¹⁾」。ここで新たに、「労働力

²⁰⁾ 辻岡靖仁「現代の搾取論」(米田康彦編『現代の資本主義経済』学習の友社、1986年)43ページ。

²¹⁾ カール・マルクス著大内兵衛・細川嘉六監訳『資本論』(カール・マルクス=フリードリヒ・エンゲルス

の所有者の維持のために必要な生活手段」が問題とされるが、そのなかにはつぎの 3 つが含まれている。

第 1 に、労働者本人の生活手段である。これは、衣・食・住などの「自然的必要²²」のみならず、「それぞれの国の歴史的・社会的・文化的な発展の段階のちがいによって異なる²³」生活手段をも包含している。

第 2 に、労働者の家族の生活手段である。「消耗と死によって市場から引きあげられる労働力は、……新たな労働力によってたえず補充されなければならない」²⁴。そのためには、「補充人員すなわち労働者の子供²⁵」の生活手段と配偶者の生活手段が必要とされるのである。

第 3 に、「労働力を一定の『熟練と巧妙』をもった労働力として育成するために必要な生活手段²⁶」である。

労働力の再生産に必要とされるこれらの生活手段の価値によって、労働力の価値が規定される。この労働力の価値を貨幣によっていいあらわしたものが労働力の価格、つまり賃金である。要するに、賃金とは労働力の再生産費なのである²⁷。

賃金をこのようにして捉えることを前提として、いよいよ家族手当の本質に迫っていくことにしよう。

2. 家族手当の本質 —フランス家族手当運動の妥当性—

フランス家族手当制度の歴史が始まって以来、家族手当は家族の扶養負担を考慮して支給されてきた。確かに、この制度が国家政策として取り上げられることとなった誘因の 1 つは人口問題であり、その政策目的のなかに出産奨励的意図も含められていたであろう。しかし家族手当制度が生成して以来一貫してその目的とされていることは、家族の扶養負担の緩和なのである。

それでは、何故労働者にとって家族の扶養負担はそれほど重く感じられるのであろうか。それは明らかに、賃金が労働力の価値どおりに支払われていないからである。先に述べたように、労働力の価値には、①労働者本人が必要とする生活手段の価値、②その家族が必要とする生活手段の価値、③労働力の育成に必要とされる生活手段の価値、のそれぞれが含まれている。もし賃金が労働力の価値どおりに支払われているのならば、②に相当する部分もその賃金のなかに内包されていることになる。それならば、標準的規模の労働者家族が家族の扶養負担を重く感じるなどとは起こり得ないはずである。実際には彼らが手にする「賃金」では、家族の扶養負担を賄うことはできない。このことは、労働力の価値どおりの賃金が労働者に支払われていないことの証しの 1 つである。

ところで、現象形態としての「賃金」だけでは家族の扶養負担を十分に負うことができず労働力の再生産に必要とされる生活手段を得ることができない労働者は、われわれが本論で検討して

全集 第 23 卷第 1 分冊) 大月書店, 1965 年, 223 ページ。

²² 中川スミ「労働力の価値規定と労働力の価値分割」(黒川俊雄・佐野稔・西村裕通編『社会政策と労働問題』未来社, 1983 年) 314 ページ。

²³ 辻岡靖仁, 前掲論文, 44 ページ。

²⁴ K. マルクス, 前掲訳, 225 ページ。

²⁵ 同上訳, 225 ページ。

²⁶ 中川スミ, 前掲論文, 315~316 ページ。

²⁷ 黒川俊雄『現代の賃金理論』労働旬報社, 1976 年, 30~37 ページ。

きたような過程を経て、家族手当を1つの権利として獲得した。この手当は、どのように捉えられるべきであろうか。

「労働者家族の全成員を維持すべきものとして²⁸」の労働力の価値を貨幣によって表現したものが、賃金である。しかし、実際の「賃金」だけで労働者家族の生活費を賄うことは困難である。そこで彼らには、家族の扶養負担を緩和するべく家族手当が支給される。しかし家族の扶養負担とは、家族が必要とする生活手段にたいする経済的負担のことであるので、本来これは賃金によってカバーされるものである。したがって家族手当は、「手当」という形態をまもってはいるものの、本質的には賃金の一部として捉えられるべきであり、このような視点からすれば、家族手当をめぐるCGTの要求・運動には理論的妥当性が認められる。近年の社会保障政策にたいして、CGTは第1子からの家族手当支給を要求しているが²⁹、この主張は、家族手当が国家制度化される以前からCGTによって強調されてきた「家族賃金」説の立場から示されているものと考えられる。

今後の研究課題としては、資本側の見解を追究することが残されており、とりわけフランス最大の経営者団体であるMEDEF (Mouvement des Entreprises de France ; フランス経団連) がいかなる家族手当政策を提唱しているのかを明らかにしていきたい。そしてさらに、労資の社会的対抗関係がフランス社会保障政策の展開に与えている影響について、さらに分析を深めていく必要がある。

(2006年3月17日受理)

²⁸ 中川スミ, 前掲論文, 326 ページ.

²⁹ CGTのウェブサイト(URL http://www.cgt.fr/internet/html/lire/?id_doc=346 2006年1月25日アクセス)に掲載されている運動方針「社会保障における“家族”部門」によれば、優先目標の1つとして「第1子から、子供1人あたり月額1500フランの家族手当」をCGTは要求している。